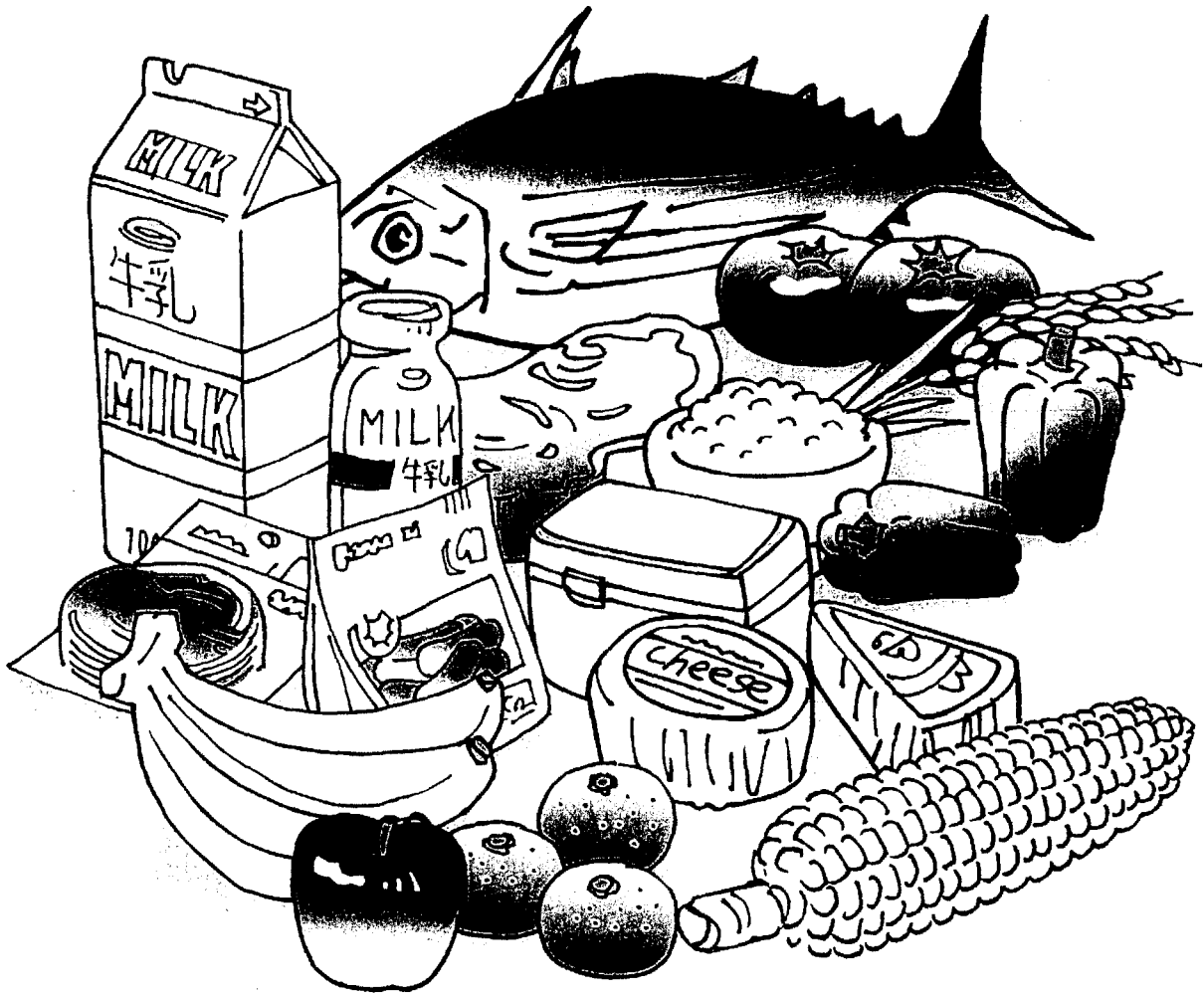


知っておきたい食品の表示

<平成19年7月版>



1. 生鮮食品の表示

2. 加工食品の表示

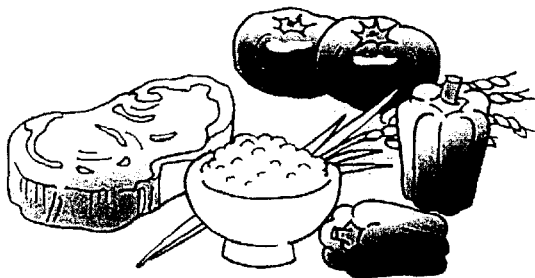
3. 有機食品の表示

4. 遺伝子組換え食品の表示

厚生労働省・農林水産省・
公正取引委員会

目 次

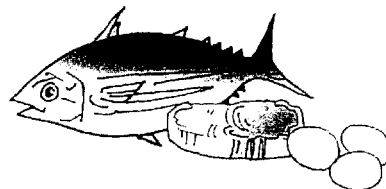
食品の表示制度について



食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使用したりする上で重要な情報源となっています。

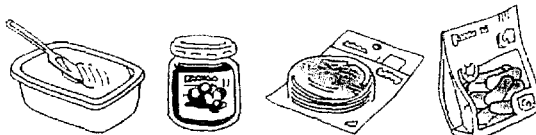
万が一、事故が生じた場合には、その原因の究明や製品回収などの行政措置を迅速かつ的確に行うための手掛かりとなります。

1 生鮮食品の表示



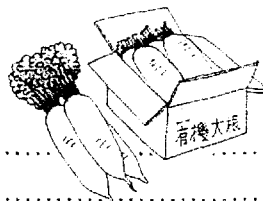
農産物の表示例	2ページ
※トピックス1 一般に知られている地名とは	2ページ
玄米・精米の表示例	3ページ
畜産物の表示例	4,5ページ
※トピックス2 期限表示について	5ページ
水産物の表示例	6ページ

2 加工食品の表示



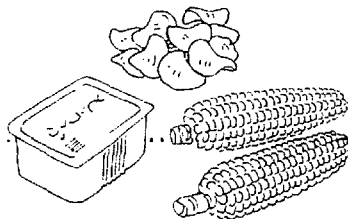
加工食品の表示例	7,8,9,10ページ
※トピックス3 原材料名欄の見方	8ページ
※トピックス4 原料原産地が表示されている食品	8ページ
アレルギー物質を含む食品の原材料表示について	11,12ページ

3 有機食品の表示



有機食品について	13ページ
※トピックス5 表示の規制	13ページ

4 遺伝子組換え食品の表示



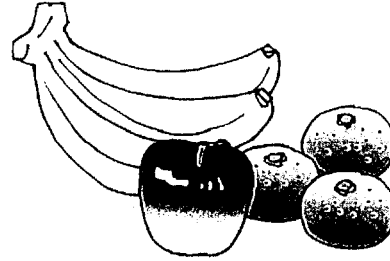
遺伝子組換え食品について	14ページ
--------------	-------

1. 生鮮食品の表示

一般消費者に販売されているすべての生鮮食品に、名称と原産地が表示されています。このほかに、個々の品目の特性に応じて、表示されている事項もあります。



(1) 農産物



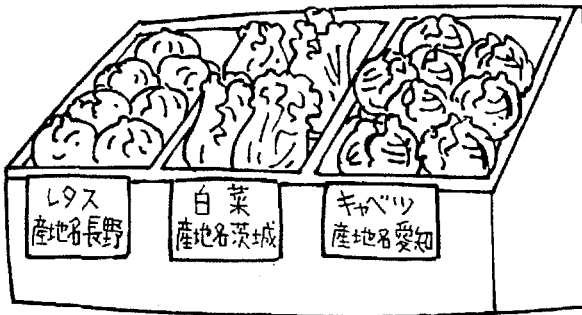
青果物の表示

キャベツ
愛知産

キャベツやミカンなど一般的な名称が記載されています。

野菜や果物が生産された産地が記載されています。国産品は都道府県名が、輸入品は原産国名が記載されています。なお、市町村名やその他一般に知られている地名で記載されていることもあります。

※一般に知られている地名については下欄をご覧ください。



トピックス1ー一般に知られている地名とは

国内であれば郡名（秩父郡や夕張郡など）、旧国名（信州や土佐など）や島名（屋久島や淡路島など）などが該当します。外国であれば州名（カリフォルニアなど）や省名（山東省や福建省など）などが該当します。

(2) 玄米・精米



玄米・精米の表示
(袋詰めされたもの)

1. 生鮮食品の表示

(単一銘柄米)

精米、うるち精米、もち精米、玄米、胚芽精米の中から、その内容を表す名称が記載されています。

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原 料 玄 米	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	100%
内 容 量	〇〇kg			
精 米 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
販 売 者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL 〇〇〇 (△△△) ××××			

①単一銘柄米の場合、検査証明を受けた原料玄米の産地、品種、産年や使用割合が記載されています。

②ブレンド米の場合、原産国と使用割合に加え、ブレンド米である旨（複数原料米など）が記載されています。産地、品種や産年については検査証明を受けた原料玄米が使用されている場合に、これらが記載されていることがあります。

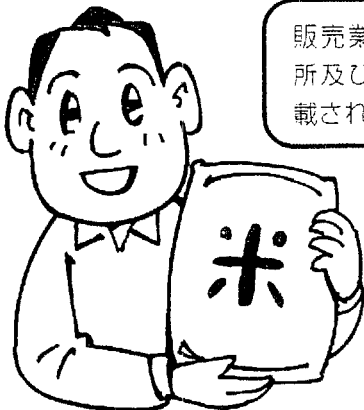
(ブレンド米)

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原 料 玄 米	複数原料米			
	アメリカ産			60%
	国内産			40%
	（〇〇県	〇〇ヒカリ		20%
	××県	××コマチ		20%
内 容 量	〇〇kg			
精 米 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
販 売 者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL 〇〇〇 (△△△) ××××			

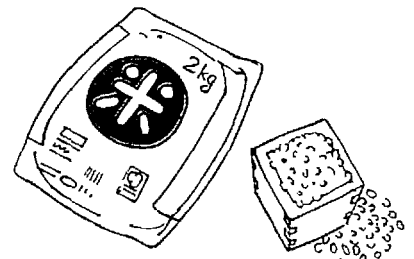
内容重量がキログラムまたはグラムで記載されています。

販売業者の名称、住所及び電話番号が記載されています。

精米は「精米年月日」、玄米は「調製年月日」が記載されています。また、輸入品でこれが不明なものは「輸入年月日」が記載されています。なお、混合されたものは、これらのうち最も古い日付が記載されています。



※袋詰めされていないものは2ページの農産物と同じく名称と原産地が表示されています。

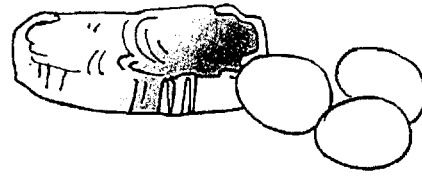


2. 加工食品の表示

3. 有機食品の表示

4. 産地表示と産地表示

(3) 畜産物



食肉の表示

国産品には国産である旨が、輸入品には原産国名が記載されています。

なお、国産品にあつては主たる飼養地がある都道府県名や市町村名、その他一般に知られている地名で記載されていることもあります。

※畜産物では、2ヶ所以上に渡つて飼養されている場合があります、こうした場合、一番長い期間飼養されていた場所を「主たる飼養地」といいます。

※一般に知られている地名については2ページをご覧ください。

内容量がキログラムまたはグラムで記載されています。

(パック詰めされていないもの)

国産 豚ロース肉
100g ○○○円

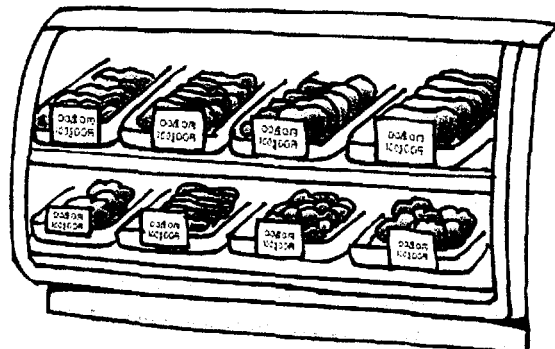
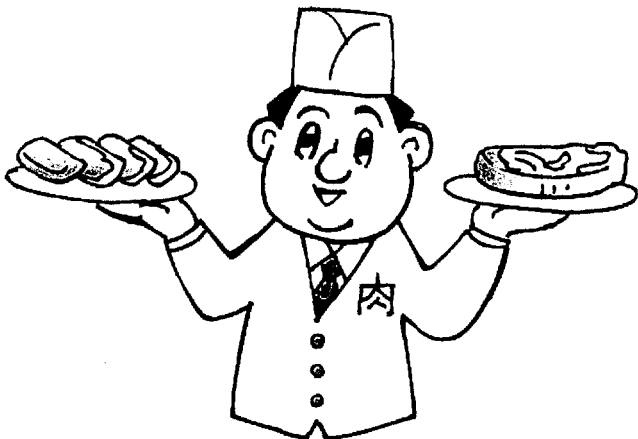
牛肉や豚肉など一般的な名称で記載されています。また、部位（ロースなど）や用途（焼き肉用など）が併せて記載されていることがあります。

消費期限や保存方法が記載されています。
※期限表示については5ページをご覧ください。

(パック詰めされているもの)

○オーストラリア産 牛バラ肉（焼き肉用）
消費期限 19.9.20（4℃以下で保存）
100g当たり(円) 価格(円)
○内容量(g) 100g ○○
○○スーパー株式会社
東京都千代田区○○○○-○-○

加工業者や販売業者の名称と住所が記載されています。



卵の表示

(パック詰めされているもの)

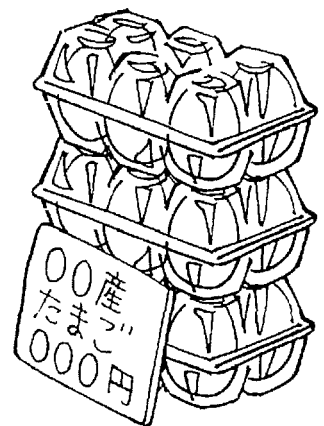
鶏卵など一般的な名称で記載されています。

国産品には国産である旨が、輸入品には原産国名が記載されています。
 なお、国産品にあつては養鶏場がある都道府県名や市町村名、その他一般に知られている地名で記載されていることもあります。
 ※一般に知られている地名については2ページをご覧ください。

○ 名 称 鶏卵
 ○ 原 産 地 国産
 選別包装者 ○○養鶏場株式会社
 ○○県××市△△-□□
 ○ 賞 味 期 限 19.9.20
 ○ 保 存 方 法 10℃以下で保存
 使用 方 法 生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後は十分加熱調理してください。

賞味期限を経過した後、飲食する際の注意事項などが記載されています。

賞味期限と保存方法が記載されています(期限表示については、下欄をご覧ください)。



トピックス2 期限表示について

○消費期限・・・未開封の状態、保存方法に記載されている方法に従い、保存された場合に、品質が保持される期限のことで、弁当や惣菜など品質の劣化が早い食品(おおむね5日以内)に記載されています。品質の劣化が早いことから、この期限を過ぎると衛生上の危害が生ずる可能性が高くなります。

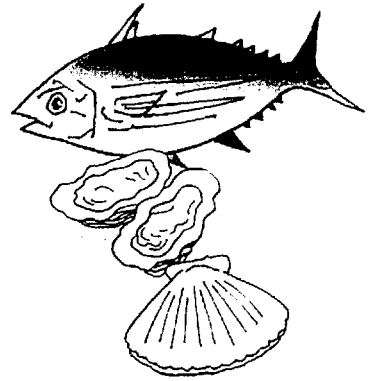
○賞味期限・・・缶詰やスナック菓子など品質が比較的長く保持される食品に記載されています。品質の劣化が遅いことから、この期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。

※消費期限や賞味期限は保存方法に記載されている方法で保存した場合の期限ですので、開封後や決められた方法で保存していない場合には、期限が切れる前であっても品質が劣化していることがあります。

平成15年7月31日から「品質保持期限」は「賞味期限」に統一されました。ただし、経過措置として平成17年7月31日までに製造され、加工され、もしくは輸入された食品等については、従来の「品質保持期限」の表示ができます。



(4) 水産物



鮮魚の表示

国産品には、漁獲した水域名か養殖場がある都道府県名が、輸入品には原産国名が記載されています。ただし、国産品で複数の水域にまたがるなど水域名表示が困難なものには、水揚げ港またはその港がある都道府県名で記載されています。

なお、輸入品には、原産国名に水域名が併せて記載されていることもあります。

(パック詰めされていないもの)

ぶり
 ○鹿児島県産 養殖○

養殖したものには「養殖」と、冷凍品を解凍したものには「解凍」と記載されています。

(パック詰めされているもの)

○韓国産 (北太平洋)
メバチマグロ (刺身用)
 消費期限 19.9.20
 保存方法 10℃以下で保存
 ○○スーパー株式会社
 東京都千代田区○○-△△

解凍

魚種名など一般的な名称で記載されています。

価格 (円)

○○○



加工業者や販売業者の名称と住所が記載されています。

消費期限と保存方法が記載されています。
 ※期限表示については5ページをご覧ください。

生かきの表示

消費期限と保存方法が記載されています。
 ※期限表示については5ページをご覧ください。

(パック詰めされているもの)

名 称 生かき (生食用)
 採取海域 広島県海域広島湾
 ○消費期限 19.9.20
 ○保存方法 10℃以下で保存してください。
 加工者 ○○水産株式会社
 広島県○○市××-△△
 原産地 広島県

かきなど一般的な名称で記載されています。生食用には生食である旨が記載されています。

最終的に採取された海域または湖沼が記載されています。

加工業者や販売業者の名称と住所が記載されています。

国産品には、生育した水域名か養殖場がある都道府県名が、輸入品には原産国名が記載されています。

1. 生鮮食品の表示

2. 加工食品の表示

3. 有機食品の表示

4. 遺伝子組換え食品の表示

2.加工食品の表示

一般消費者に販売されている加工食品のうち、パックや缶、袋などに包装されているものには、名称、原材料名（食品添加物やアレルギー物質を含む食品も含まれています。）、内容量、賞味期限、保存方法、製造者等が表示されています。輸入品には原産国名や輸入者等、一部の加工食品は原料原産地名も表示されています。このほかに、個々の品目の特性により、表示されている事項もあります。



加工食品の表示

(国内で製造されたもの)



使用した原材料が記載されています。表示の見方については8ページをご覧ください。

その商品の内容を表す一般的な名称が記載されています。

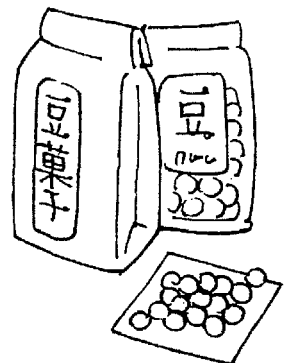
名 称 豆菓子
原 材 料 名 落花生、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(小麦を含む)、食塩、砂糖、香辛料、調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)

内容量がグラムやミリリットル、個数などの単位を明記して記載されています。

内 容 量 100g
賞 味 期 限 07.9.20
保 存 方 法 直射日光を避け、常温で保存してください。
製 造 者 東京都千代田区×××-△△△
○○○食品株式会社AK

商品の表示に責任を持つ業者の氏名または法人名とその住所が記載されています。原則は製造者を記載することとなっていますが、製造者との合意があれば販売者を記載することも可能となっています。業者名の横に記載されているアルファベット等の記号は、製造所固有記号といい、製造者等が実際に食品を製造した製造所等を表す固有の記号として、厚生労働大臣に届け出たものです。食品衛生法において、製造所の所在地等を表示することが義務づけられていますが、この記号によって表示することも可能となっています。

賞味期限と保存方法が記載されています。
※期限表示については5ページをご覧ください。



1.生鮮食品の表示

2.加工食品の表示

3.有機食品の表示

4.特定保健用食品の表示